

○松山衛生事務組合職員倫理規則

制 定 平成 25 年 3 月 15 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松山衛生事務組合コンプライアンス条例（平成 25 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員（条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する職員をいう。以下同じ。）の公務員倫理の保持を図るため必要な事項を定めるものとする。

(倫理行動規準等)

第 2 条 職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、条例第 3 条各号に規定する倫理原則（以下「倫理原則」という。）とともに次に掲げる事項を倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職務の遂行に当たっては、公共の利益を増進するよう全力を挙げなければならないこと。
- (2) 職務上接した情報（電子計算機処理に係る情報を含む。）を公共の利益に反して、自ら又は他者の私的利益のために利用し、又は操作してはならないこと。
- (3) 条例第 7 条に規定する職員の職務に利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）との接触に当たっては、条例及びこの規則の規定を遵守するのみならず、正当な理由なく利害関係者を訪問する等の住民の疑念や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) その行おうとする行為が条例又はこの規則に違反するものでない場合にあっても、職務に係る倫理の保持上その適切さに疑義が生じたときは、倫理原則及び前 3 号に規定する規準に照らして、その行為の適否を判断すること。

2 職員は、条例第 4 条第 1 項の規定に基づき組合長が実施する研修を受講し、倫理観の保持に努めなければならない。

(利害関係者)

第 3 条 利害関係者は、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として組合長が定める者を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「手続法」という。）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行ってい

る事業者等（条例第2条第1項第4号に規定する事業者等及び同条第2項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(2) 契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

（禁止行為）

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 利害関係者から金銭又は物品、不動産等の有価物の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品、不動産等有価物の貸付けを受けること。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

(5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

- (6) 利害関係者から私的利益のために有利な情報の提供を受けること。
- (7) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (8) 利害関係者とともに遊技又はゴルフをすること。
- (9) 利害関係者とともに旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (10) 利害関係者を保証人とする金銭の借入れ又は不動産の賃借等を行うこと。
- (11) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 職務上必要であり、かつ、多数の者が出席する立食パーティーその他の簡素な飲食物が提供される会合（以下「立食パーティー」という。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 職務上必要であり、かつ、多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- (8) 利害関係者とともに自己の費用を負担してゴルフをすること。ただし、コンプライアンス責任者が公正な職務の執行に対する住民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第11号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品、不動産等の有価物を購入した場合、物品、不動産等の有価物の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた

場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第5条 職員は、私的な関係（同級生、親族等職員としての身分に関係なく始まった個人的関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する住民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為（第11号を除く。）を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する住民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、コンプライアンス責任者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品、不動産等有価物の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第7条 職員は、他の職員の第4条及び前条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第4条第1項第11号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員が条例若しくはこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思われる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 条例第2条第1項第3号に規定する管理職員は、その管理し、又は監督する職員が条例又はこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思われる事実があるときは、これ

を黙認してはならない。

（講演等に関する規制）

第8条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめコンプライアンス責任者の承認を得なければならない。

（コンプライアンス責任者への相談）

第9条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、コンプライアンス責任者に相談し、その指示に従うものとする。

（組合長等の責務）

第10条 組合長、副組合長、コンプライアンス責任者、コンプライアンス副責任者及びコンプライアンス監督者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる責務を有する。

- （1）職員が特定の者と住民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持のための体制整備を行うこと。
- （2）職員が相談しやすい体制づくりに努めるとともに、職員から相談があった場合は、速やかにこれに応じ、必要な指導、助言又は指示を行うこと。
- （3）職員が条例又はこの規則に違反する行為についてコンプライアンス監督者等に通知したことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。